

発議第6号

高山市議会基本条例の一部を改正する条例について

高山市議会基本条例を地方自治法第112条及び会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年6月2日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 橋 本 正 彦
車 戸 明 良
中 箴 博 之
沼 津 光 夫
西 本 泰 輝

提案理由

将来に亘って、議会改革の取組みを進めるため改正しようとする。

高山市議会基本条例の一部を改正する条例

高山市議会基本条例（平成22年高山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>前文～第7章（略）</p> <p>第8章 <u>議会活動の評価制度及び見直し手続き</u>（第24条・第25条）</p> <p>附則（略）</p> <p style="text-align: center;">第8章 <u>議会活動の評価制度及び見直し</u> <u>手続き</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（評価制度）</u></p> <p>第24条 議会は、<u>議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。</u></p> <p>3 <u>議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（見直し手続き）</p> <p>第25条 議会は、<u>前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> | <p>目次</p> <p>前文～第7章（略）</p> <p>第8章 <u>議会改革の推進及び見直し手続き</u>（第24条・第25条）</p> <p>附則（略）</p> <p style="text-align: center;">第8章 <u>議会改革の推進及び見直し</u> <u>手続き</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（議会改革の推進）</u></p> <p>第24条 議会は、<u>議会改革の継続的な取組みを進めるため、議会基本条例推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、本条例に基づく活動について検証及び議論並びに評価を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>推進協議会は、前項の評価について、少なくとも年1回行うものとし、その評価に当たっては、市民の意見を聴取するものとする。</u></p> <p>3 <u>推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（見直し手続き）</p> <p>第25条 議会は、<u>前条第1項の検証及び議論並びに評価により本条例に基づく活動の改善に努め、必要に応じて条例改正等の措置を講じるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。